

栃木市立三鴨小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こりうる」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組めます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない心」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせることのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応を図ります。
- いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係わる委員会、いじめ認知時の対応に係わる委員会）を組織し、校務分掌に位置づけ、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

（１）いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係わる委員会）《定期開催》

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当、ＳＣ

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査（ＱＵテスト）の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

（２）いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）《随時開催》

① 委員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、人権教育担当、当該学年担任
その他関係の深い教職員、ＳＣ

② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

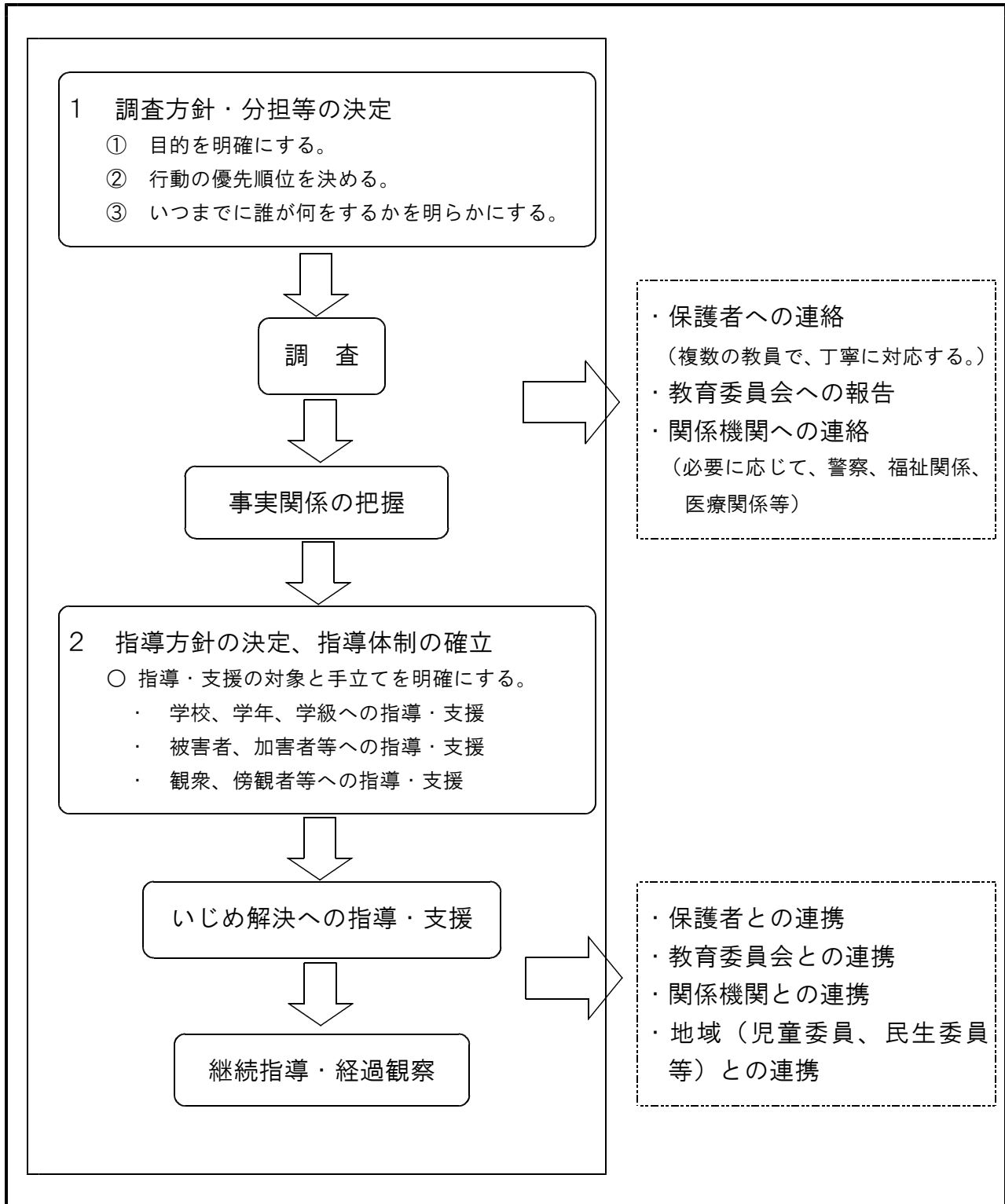
イ 対応の流れ

【図１参照】（次ページ）

（３）児童指導委員会（全職員）

- 月１回、職員会議後に各学級の配慮児童について現状や指導の方針を共通理解する。
- 教職員の共通理解と意識啓発

【図1】 対応の流れ



3 具体的対応

いじめの問題に対して、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け、組織的に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア わかる授業づくり（学業指導の充実）

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」をめざし、学びに向かう集団作りに努める。
- ・ 「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」をめざし、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
（学力に対する自信のなさや不安、消極的な態度、冷やかしかからかいの排除）
- ・ すべての教員が授業を公開し、互いに授業を参観し合う。（研究授業等）

イ 道徳教育の充実

- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ・ 道徳の時間から未然防止へのアプローチ（意図的・計画的に）
思いやり・親切・人間愛 信頼・友情 生命の尊重 公德心 正義・公正・公平
- ・ 学級活動や朝の会等を活用して、「いじめはいけない」ということを定期的に指導する。
（4月下旬、9月上旬、1月）

ウ 特別活動の充実

- ・ あいさつ運動の推進（朝のあいさつ運動） 学級や児童会の取組
- ・ 望ましい人間関係づくりに関する学級活動の実践（各学級）
- ・ 異学年集団によるふれあい活動
（全校集会・ふれあいグループでの交流・清掃活動・委員会活動・クラブ活動・登校班など）

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ・ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 人権週間での実践（人権に関する標語、人権集会、人権に関する授業、ビデオ視聴）
- ・ 教師の不適切な言動、差別的な態度や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように注意するとともに、教職員一人一人が人権感覚を磨く。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気作りを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

オ 一人一人を大切に作る学級経営

- ・ QUTESTを年2回（6月・11月）実施し、結果を生かして改善に向けた指導をする。
- ・ 帰りの会等にお互いのよさを認め合える機会をもつ。

- ・ ロング屋休みでの共遊（毎週水曜日）

④ 保護者・地域との連携 「学校・家庭・地域が一丸となって子供の命を守る」

- 保護者への発信（学校の取組をPTA総会、学年懇談会、学校だより等で知らせる。）
- 地域の教育力（とちぎ未来アシストネット）を活用した指導の工夫をし、体験活動を充実する。
- 道徳の時間の授業を保護者や地域に公開（いじめ未然防止に視点を当てて）

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。
- 道徳や学級活動を活用し、児童一人一人に対して、情報機器のもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に使用できるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

（2）早期発見に関する対応

- 早期発見の基本…①児童のささいな変化に気づくこと ②気づいた情報を確実に共有すること
③（情報に基づき）速やかに対応すること

① 情報の収集

- 子どもの観察による気づき（朝、授業中、休み時間、下校時）
- 地域、保護者、児童からの相談・訴え
いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- アンケートの実施（定期的ないじめ調査5・7・10・12・2月、教育相談アンケート6月）
- 教育相談の充実 … 教育相談週間（6月・11月）一人一人の悩みに応じ、早期発見に努める。
教育相談ポストの設置
- 子どもと過ごす時間の確保…何気ない会話の中からいじめの兆候をつかむ。
- 関係機関との定期情報交換（学童保育所・学習塾等）
- 養護教諭からの情報提供

② 情報の共有

- 「おかしいと感じた児童がいる場合には、速やかに気づいたことを教職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。」
- 職員室での情報交換
 - 朝の打ち合わせ、職員会議での情報交換
 - 進級時の引継ぎ

（3）早期解決に向けた対応

① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）による調査

- いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケート実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対して、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- 双方の保護者に対して、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるように、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせよう勇気を持つように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄の警察署と連携して対処する。

⑧ 重大事態への対応

- 学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。
 - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係わる委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。
 - ウ 当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
 - エ いじめを受けた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向け、協力を依頼する。
 - カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係わる委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ防止に関する年間計画】

| 月 | | |
|----|---|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回いじめ対策委員会 ・ 学級での指導 ・ 保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知（PTA総会） | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> 「学校いじめ防止基本方針」 ホームページへの掲載 </div> |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童会によるいじめゼロ宣言 ・ アンケート調査① | |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に関するチェック（全職員）① ・ 教育相談週間（アンケート）① | QUテスト① |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査② | |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめに関する校内研修会 | |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級での指導 | |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査③ | |
| 11 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止に関するチェック（全職員）② ・ 教育相談週間（アンケート）② | QUテスト② ・ 人権週間 |
| 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査④ | |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回いじめ対策委員会 ・ 学級での指導 | |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査⑤ | |
| 3 | | ↓ |